

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項に限る。）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。次項において同じ。）」を、「この号」の次に「及び次項」を加える。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第49条中「と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第14条の改正規定 令和8年12月25日

(3) 第7条第1項各号列記以外の部分及び同項第3号、第28条、第36条並びに
第49条の改正規定 令和9年4月1日

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項
の条例で定める日は、令和9年3月31日とする。